

移動支援事業ガイドライン

【平成 28 年 4 月】

戸田市福祉部障害福祉課

目 次

1	移動支援の概要	2
2	移動支援の対象者	2
3	利用の形態	2
4	移動の方法	3
5	外出の範囲	3
6	決定時間等	5
7	利用者の負担	5
8	負担の上限月額	5
9	上限月額の管理	6
10	移動支援事業のサービス単価	6
11	サービスの内容	6
12	サービス提供事業者	7
13	移動支援に関するQ&A	7

はじめに

戸田市では、屋外での移動に困難がある障害者・児の外出のための支援として、地域生活支援事業の一つである移動支援事業を、平成18年10月1日に開始いたしました。

市では、これまでの間、この移動支援事業のサービス内容に疑義が生じた場合は、県や近隣市等に確認を行い、また支給にあたっては、それぞれの障害者・児の状況等を勘案のうえ検討し、決定しておりました。しかしながら、現在においても「サービス内容に不透明なところがある」あるいは「支給決定基準が不明確である」というご意見をいただいております。さらに、平成27年4月からは障害福祉サービスの利用に際し、サービス等利用計画案の提出が必要となり、この移動支援事業についても計画案を作成する各指定特定相談支援事業者が統一した見解を確認できる支給決定基準づくりが急務となっております。

こうしたことから、サービスの内容や支給決定基準をまとめたのが、この「移動支援事業ガイドライン」であります。利用の際の参考とさせていただきますよう、お願いします。

1 移動支援事業の概要

介護給付（障害福祉サービス）では対応できない場合において、単独では外出困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出をする際に、ヘルパーを派遣して、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行う事業を言います。

2 移動支援の対象者

次の状態にある方で、障害によって単独での移動が困難である場合に移動支援の対象となります。

なお、同行援護、通院等介助、行動援護、重度訪問介護等の障害福祉サービスを受給している方は、これらのサービスが優先となります。

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	○身体障害者手帳を所持している方で、屋外で活動するのに著しい困難を伴う全身性障害者（児）、また、これに準ずる方
知的障害者（児）	○埼玉県療育手帳制度による、療育手帳を所持している方 ○児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障害との判定を受けた方
精神障害者（児）	○精神障害者保健福祉手帳を所持している方 ○医師により発達障害と診断された方

3 利用の形態

戸田市では、移動支援のサービス提供形態として、「個別支援型」のみを実施しています。

<個別支援型>

1名の障害者（児）に対して、ヘルパーがマンツーマンでの支援を行います。

例外として、2人対応の支給決定を受けている障害者（児）については、ヘルパー2名での支援を行う事ができます。

※ 2人対応の必要性については、カンファレンスを実施し、利用について勘案のうえ検討し、決定します。Q22を参照してください。

4 移動の方法

- (1) 移動は原則として、徒歩又は公共交通機関（バス・電車）等を利用して行います。また、利用者が調達するタクシー等の移動手段も利用できます。
- (2) 事業者が所持する車両で移動する際、ヘルパー自らが運転する場合は、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります（詳細は、Q17を参照してください）。また、ヘルパーとは別に運転手を確保し、継続的に支援した場合は、算定可能です（運転手はヘルパーの数には含めません）。なお、事業者が所持する車両で移動支援を行う場合は、移動に係る費用の収受にかかわらず、道路運送法上の許可（介護タクシー又は有償運送許可）が必要となります。

※ 道路運送法上の許可なしでサービスを提供した場合、いわゆる白タク行為として道路運送法による行政処分に該当する恐れがありますので、ご注意ください。

5 外出の範囲

外出の範囲については、基本的に、福祉目的として公費によって提供されるサービスであることを踏まえ、必要と認められる事由を勘案のうえ、検討して決定します。原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

また、レスパイトと判断できるような事由は対象となりません。レスパイトを目的とする場合は生活サポート事業を利用してください。

なお、外出の目的によって「社会生活上必要不可欠な移動」または「社会参加のための移動」のどちらかの決定を受ける必要があります。主な内容は次の「対象となる外出の範囲」を参考にしてください。

(1) 対象となる外出の範囲

戸田市における移動支援の対象となる外出例については、次のとおりです。

項目	内 容
1 社会生活上必要不可欠な移動	ア 権利・義務に関する相談・手続き イ 保護者として学校行事への参加、PTA活動など ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続きなど エ 日常生活上必要な買い物など オ 理容、美容、着付けなど カ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など キ 官公庁や金融機関への外出 ク 公的行事への参加 ケ その他前各号に準ずる移動支援
2 社会参加のための移動	ア 各種行事・研修会 イ 冠婚葬祭 ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加 エ 初詣・墓参りなど社会的習慣 オ ボランティア活動など カ 通学（通園、学童保育、習い事を含む）のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合） キ 通所のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合） ク 外食 ケ レジャー・レクリエーション・旅行（日帰りでの移動）・スポーツ観戦 コ 映画鑑賞・観劇等 サ その他前各号に準ずる移動支援

※ 緊急、やむを得ない場合の通学及び通所のための一時的な利用等については必ず、事前に市にご相談をお願いします。

(2) 対象とならない外出の範囲

次に掲げる外出については、移動支援事業の対象とはなりません。

- 経済的活動に係る外出通勤、営業活動等
- 通年かつ長期にわたる外出通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎（Q11）
- 居酒屋、競艇場、競輪場、競馬場、パチンコ店、麻雀店などの飲酒を目的とした場所やその他の公共の秩序に欠ける場所への外出
- 政治活動や宗教活動を目的とする外出
- 保護者の都合や仕事等による預かり行為

6 決定時間等

移動支援の支給決定時間は、原則50時間を上限とします。

ただし、本人や家族の状況によりやむを得ないと判断できるものについては、別途勘案のうえ、決定します。

7 利用者の負担

移動支援にかかる利用者の負担割合は、その決定内容によって異なります。決定内容については下記のとおりとなります。

- ①社会生活上必要不可欠な移動・・・免除
- ②社会参加のための移動・・・・・・・・サービス単価の1割（所得状況により上限有り）

※「移動支援事業受給者証」に1割または免除のどちらで決定されているかの記載がありますので、必ず確認してからサービスを提供してください。

8 負担の上限月額

移動支援にかかる利用者の負担割合は、利用者の属する世帯（※）の所得状況によって、次のとおりとなります。

<18歳以上>

階 層		利用者負担額	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	免除	
低所得	市民税非課税世帯	サービス単価の1割	0円
一般1	市民税所得割額16万円未満の世帯		9,300円
一般2	市民税課税世帯で上記以外の世帯		37,200円

※世帯の範囲は、障害者本人及び、その配偶者となります。

<児童（18歳未満）>

階 層		利用者負担額	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	免除	
低所得	市民税非課税世帯	サービス単価の1割	0円
一般1	市民税所得割額28万円未満の世帯		4,600円
一般2	市民税課税世帯で上記以外の世帯		37,200円

※世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳の世帯となります。

9 上限月額の管理

戸田市における移動支援事業については、障害福祉サービス等との上限合算はしていません。そのため、移動支援事業にのみ上限額を適用しますが、複数の事業者を利用している場合は、必ず受給者証を確認し、既に契約をしている事業所とあらかじめ調整してから自己負担額を受領してください。

10 移動支援事業のサービス単価

移動支援事業のサービス単価については、障害福祉サービスにおける「通院等介助」の報酬単価を準用しています。なお、「上限月額管理加算」については適用しませんのでご注意ください。

※単価等の詳細については、「移動支援事業登録・請求の手引き」をご参照ください。

11 サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例については、以下のとおりとなります。

(1) 移動支援の対象と考えられる事例

- 外出の準備に伴う支援（健康状態のチェック、更衣介助、手荷物の準備等）
- 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- 外出中やその外出の前後におけるコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- 外出先での必要な支援（排せつ介助、食事介助、更衣介助、姿勢保持等）
- 外出から帰宅した直後の対応支援（更衣介助、荷物整理等）

(2) 移動支援に含まれないと考えられる事例

- 単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合（理容室での散髪時間等）
- 遊び相手（一緒にスポーツをしたり、カラオケで一緒に歌うなどの行為）
- 移動支援事業者等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- 外出の主たる目的地を移動支援事業者等として「預かり行為」を行う場合
（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、保護者のレスパイトや仕事等による預かり行為を目的としたものは対象とはならない。）

1 2 サービス提供事業者

サービスを提供する事業者は、事前に戸田市の登録を受けている必要があります。移動支援事業のサービス申請をする際に、あらかじめ利用事業者を確認してください。

なお、登録を受けていない事業者から移動支援事業のサービス提供を受けた場合、サービス費を支払できませんのでご注意ください。

1 3 利用上のQ&A

Q 1 グループホーム入居中の利用

グループホームに入居している間も移動支援を利用することは可能ですか。

A グループホームに入居している間も移動支援の利用は可能です。

Q 2 学校行事での利用

学校行事（遠足、社会科見学、キャンプ、宿泊等）で外出する際に移動支援を利用することは可能ですか。

A 学校行事については、授業の一環であり、学校で対応すべきものとなるため、移動支援の対象外となります。なお、保護者として学校行事への参加する場合は、対象となります。

Q3 通院のための利用

通院のために、移動支援を利用することは可能ですか。

A 通院時の移動支援については、居宅介護の通院等介助で支給するため、原則として利用はできません。

ただし、通院等介助や介護保険のサービスを利用することができない場合は、移動支援の利用を認めています。この場合、待機時間については対象とならず、送迎のみが認められます。

Q4 病院の入退院時や入院中の一時帰宅時の利用

入退院の際や入院中に一時帰宅をした際に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。また、一時帰宅した際に移動支援を利用することも可能です。

Q5 短期入所や日中一時支援先への利用

短期入所を利用する際の送迎に、移動支援を利用することは可能ですか。

A 短期入所の利用にあたっては、障害の程度等により、自ら入所することが困難な利用者に対しては、利用者の送迎に要する費用について、報酬上一定の評価が行われているため、原則、当該事業者が対応することになります。

したがって、短期入所の送迎については、移動支援を利用することができません。

ただし、短期入所先へ送る予定であった家族等が、体調不良等により送ることが困難な場合については、例外的に利用することが認められる場合があります。

Q6 銭湯や温泉での入浴のための利用

銭湯・温泉等の余暇を目的とした入浴の場合は、入浴に伴う介助を移動支援の対象として良いのでしょうか。

A 公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。

Q7 プール内での利用

移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。したがって、プール内であっても、移動支援の対象となる支援を行った場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」や「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q8 行き先が市外となる利用

戸田市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A 市外に行く場合も、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、移動支援の利用は可能です。このため、宿泊旅行は、1日の範囲内で用務を終えられないため、支援は認められません。

なお、目的地までの交通費や施設利用料等の実費負担分は、ヘルパー分も含めて利用者負担となります。

Q9 目的地先のみ利用

家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことになりませんが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

A 目的地が移動支援の対象となる場所であれば、目的地のみの支援であっても、移動支援の利用は可能です。

ただし、この場合、ヘルパーが目的地へ向かう移動時間については移動支援の算定外となります。また、預かり行為と考えられる場合は、利用の対象外となります。

Q10 事業者主催行事での利用

事業者が主催（発案・企画）した集団旅行・遠足等のレクリエーション活動に際して、移動支援を利用することはできますか。

A 移動支援は、利用者の発意による外出が原則であり、移動支援事業者（運営法人を含む）が主催する行事等については、移動支援の対象とはなりません

Q11 通学、通所、通園、学童保育、習い事への利用

通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎は認められないのですか。

A 通学、通所、通園、学童保育、習い事への送迎については、「通年かつ長期にわたる外出」に該当するため移動支援の対象から、原則、除いています。

ただし、放課後等デイサービスについては、事業者が送迎サービスを実施していない場合に限り、最寄りのスクールバスのバス停と放課後等デイサービス事業者間の移動について、利用を認めます。また、通学については、単独での通学を目指すための訓練を目的として利用する場合、最大3ヶ月を限度として、利用を認めます。さらに、全般として、家族等の入院により送迎が困難となった場合についても、最大3ヶ月を限度として、利用について勘案のうえ決定します。この場合は、必ず事前にご相談ください。 ※ いずれも、概ね片道30分以内の範囲内での決定となります。

Q12 複数の目的地への利用

1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

- A 複数の目的地に行くことに対して制限はありません。
ただし、一連の外出の中で、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q13 1回あたりのサービス提供時間

1回のサービス提供時間に制限はありますか。

- A ひと月の支給量を上限とし、1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q14 1日に複数回利用する場合の請求方法

1日に複数回利用する場合で、その間隔が2時間未満の場合は、居宅介護の請求と同様に、1回の連続したサービスとして請求する必要がありますか。

- A お見込のとおりです。
間隔が2時間未満の場合は、1回の連続したサービスとして請求をお願いします。
※ 移動支援事業提供実績記録票の記入方法については、「移動支援事業登録・請求の手引き」を参照ください。

Q15 サービスの報酬加算について

通院等介助の単価を準用とありますが、各加算はつきますか。

- A 認められる加算は、夜間、早朝、深夜加算、又は2人対応加算のみとなります。

Q16 サービス提供中のヘルパーの交代

1回のサービス提供中に、ヘルパーを交代することはできますか。

- A 同じ事業者内のヘルパーの途中交代は、認められます。
ただし、異なる事業者間でヘルパーを途中交代することは、事故等が発生した場合の責任の所在が不明確となりますため、認められません。

Q17 ヘルパー自らが運転する場合の算定

ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

- A ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態ではないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

例 【13:00～16:00 までの支援の場合】

- 13:00～13:30 外出のための準備および車両への乗車介助
- 13:30～14:00 運転中（※ 算定対象外）
- 14:00～15:00 乗車介助、目的地での介助、乗車介助
- 15:00～15:30 運転中（※ 算定対象外）
- 15:30～16:00 乗車介助および更衣介助

Q18 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合の算定

外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A 食事中に利用者への食事介助も同時に行われている場合は、算定が可能です。単に、ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

Q19 年齢による利用制限

移動支援の利用にあたって、年齢による制限はありますか。

A 支給決定を行う際には、年齢による制限を設けてはおりませんが、移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

したがって、未就学児であって、障害の有無にかかわらず単独での外出が見込まれないもの（例えば、5歳である児童が、単独でデパートに行くことや病院に行くことは通常想定されない）については、原則、移動支援の対象となりません。

また、年齢による入場制限（プール、映画館等）の設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合は、移動支援の対象となりません（障害の有無にかかわらず、本来保護者が連れて行くべきである児童の外出については、移動支援の利用は適当ではない）。

ただし、家族等と一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族のみでは介助が行えない場合や、介助する家族等の障害等により移動時の介助ができない場合については、未就学児等であっても、移動支援の利用が可能です。

Q20 準備のみを行って外出できなかった場合

外出のための用意をしていたが、突然、利用者の具合が悪くなって外出ができなくなった場合に、移動支援の算出はできますか。

A 外出のための着替え、準備、排せつ等の介助をしていた時間については、算定の対象となりますが、それ以降の時間については、移動支援の対象とはなりません。

※ ただし、この場合、算定が可能な時間は30分とします。

Q21 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」のサービス内容

「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」では提供できるサービスに差があるのですか。

A 「身体介護を伴う場合」と「身体介護を伴わない場合」については、あくまでも報酬上の区分になりますので、実際に提供できるサービス内容に違いはありません。

なお、この区分については、日常生活において下記の状態、①～⑤のいずれか1つ以上に認定される場合は、「身体介護を伴う場合」と判断します。

- ① 「歩行」 できない
- ② 「移乗」 見守り等、一部介助又は全介助
- ③ 「移動」 見守り等、一部介助又は全介助
- ④ 「排尿」 見守り等、一部介助又は全介助
- ⑤ 「排便」 見守り等、一部介助又は全介助

Q22 ヘルパー2人対応

ヘルパー2人対応での利用はできますか。

A ヘルパー2人対応の決定は下記の状態、①～④いずれか1つ以上に該当することを条件とし、利用者及び事業者、並びに市の担当者とのカンファレンスを実施し、利用について勘案のうえ検討し、決定します。

- ① 利用者の身体的理由により、1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合
- ② 著しい暴力行為、迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ 利用者の多動が激しく、1人でのヘルパーでの介助が難しい場合。
- ④ 他害行為があるため、1人でのヘルパーでの介助が難しい場合

Q23 利用申請時のサービス等利用計画案の作成

移動支援の利用の申請時には、相談支援専門員によるサービス等利用計画案の提出が必要となりますか。

A 移動支援など地域生活支援事業だけを申請される場合は、サービス等利用計画案の提出は不要です。

ただし、短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や、児童発達支援・放課後等デイサービス等の障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用されている方については、サービス等利用計画案の提出が必要となります。

Q24 移動支援事業所への監査

事業所に対して定期的な監査などはありますか。

A 移動支援事業者への定期的な監査の実施は予定しておりません。ただし、現協定書第5条の記載してあるとおり、戸田市は移動支援事業の実施にあたり必要と認められるときは、当該事業者に対して、報告を求め、又は調査することができます。

Q25 協定の期間・解除について

協定の期間はありますか。また、期間の自動更新はありますか。

A 協定の期間については、協定の解除の意思表示がない場合、毎年度自動更新されます。

ただし、現協定書第12条各号に記載してある「協定の締結、又は事業の履行について、不正な行為があったとき」などに該当すると判断できる場合は、戸田市が勧告なく協定を解除することができますので、サービスの提供にあたり要綱及び現協定書等をご確認願います。

Q26 サービスの提供時の事故・損害賠償について

サービス提供時の事故において損害賠償について、規定はありますか。

A サービス提供時に事故が発生した場合は、必ず速やかに市及び家族等に連絡を行ってください。

また、現協定書第13条に記載してあるとおり、事故により第三者等に損害を与えた場合は、その損害を賠償することとなります。賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入し、利用者との契約書には必ず損害賠償について定めてください。

特に、車両でサービス提供を行うにあたっては、利用者の安全を十分配慮してください。